○ごみゼロウォーク実施要綱

令和８年 10 月 13 日
８資環発第 11555 号区長決定

（趣旨）
第１条　この要綱は、この要綱は、個人等及び団体・企業等による美化活動を支援し、地域の美化を推進するため必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　個人等　区民及び区の区域内（以下「区内」という。）に滞在し、通勤し、又は通学する者並びにこれらの者から構成するグループをいう。
（２）　団体・企業等　区内の自治会・町会等地域団体、区内に事業所を有する企業・法人等及びこれらの連合体をいう。
（３）　ごみゼロウォーク　個人等又は団体・企業等が、区内で行う清掃活動のことをいう。
（区の役割等）
第３条　区は、ごみゼロウォークに参加する個人等及び団体・企業等の活動を推進するため、清掃用品の配布による物品支援を行う。
２　前項の規定により配布する清掃用品は、次の各号に掲げるものとし、個人等への配布については、それぞれ当該各号に定める数を配布の上限とする。
（１）　ごみ袋　一世帯につき、次のいずれかとする。
ア　10リットル　各月120枚
イ　20リットル　各月60枚
（２）　軍手　一人につき各月一双
（３）　トング　一人につき各年度一個
（配布の申込み）
第４条　ごみゼロウォークに参加する個人等が前条第２項に定める物品の支給を希望する場合は、ごみゼロウォーク配布申込み表（別記第１号様式）により申し込むこととする。
２　ごみゼロウォークに参加する団体・企業等が前条第２項に定める物品の支給を希望する場合は、ごみゼロウォーク配布申込み表（団体用）（別記第２号様式）により申し込むこととする。
（委任）
第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付　則
この要綱は、令和８年11月１日から施行する。